

随意契約報告書

- 1 担当課 観光交流課
- 2 施行番号 商観 第 60 号
- 3 事業名 恵那峡多目的広場擁壁地盤改良工事
- 4 事業場所 大井町
- 5 事業概要 トップベース工法による地盤改良、発生土のセメント改良、改良材添加量試験
- 6 工期 平成30年8月7日 ~ 平成30年9月28日
- 7 請負代金額 25,380,000 円
- 8 契約締結日 平成30年8月7日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町 2 0 0 6 - 5
名称 (株)イソベ
代表取締役 磯部 友哉
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙随意契約理由書のとおり

随意契約理由書

施工番号	商観第 60 号
件名	恵那峡多目的広場擁壁地盤改良工事
施工場所	大井町地内
施工期間	契約日から平成 30 年 8 月 31 日
相手先	株式会社イソベ 恵那市大井町 2006-5

随意契約理由

本工事は、商観第 18 号恵那峡多目的広場擁壁等整備工事の擁壁設置予定箇所において地耐力調査(スウェーデン式サウンディング試験)を実施したところ、擁壁設置に対して地耐力が不十分であることが判明したため、地盤の改良を行うものである。

現場では既に株式会社イソベが商観第 18 号の工事を履行中であり、現場を熟知しているため、速やかに安全な施工が可能である。また、仮設物等をそのまま使用できるので工事費が安価となる。これは地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号、「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当する。

随意契約報告書

- 1 担当課 藤花苑
- 2 施行番号 藤苑 第 7 号
- 3 事業名 藤花苑機器点検修繕
- 4 事業場所 武並町藤花苑
- 5 事業概要 脱水機(A)(B)、低濃度臭気ファン、活性炭投入ポンプ、破砕ポンプ(A)(B)の点検・部品交換及び修繕
- 6 工期 平成30年8月7日 ~ 平成31年3月15日
- 7 請負代金額 5,821,200 円
- 8 契約締結日 平成30年8月7日
- 9 契約相手方 住所 三重県四日市市松寺3-6-18
名称 (有)新興
代表取締役 加藤 夏美
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙の通り

随意契約理由書

地方自治法第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）

当該施設は恵那市内（大井町・長島町・東野・三郷町・武並町・笠置町・中野方町・飯地町）で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理施設として重要な施設である。

施設は操業から20年を経過し、主装置においては更新することなく修繕や部品交換にて現在まで運転を行っている。

脱水機、臭気ファン、破砕ポンプ、投入ポンプの点検及び修繕について、極めて特殊な装置であるため、別紙2者でなければ本業務の確実な履行ができない。

各事業者から提出のあった見積書の金額を比較した結果、本事業者の見積りが最も安価であったため随意契約とする。

随意契約報告書

- 1 担当課 藤花苑
- 2 施行番号 藤苑 第 9 号
- 3 事業名 藤花苑ポンプ類点検修繕
- 4 事業場所 武並町藤花苑
- 5 事業概要 アルカリ液循環ポンプ（A）（B）点検整備他
- 6 工期 平成30年8月21日 ~ 平成31年3月8日
- 7 請負代金額 9,504,000 円
- 8 契約締結日 平成30年8月21日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町永田307 - 136
名称 正栄電機（株）
代表取締役 本位田 健太郎
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙の通り

随意契約理由書

地方自治法第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）

当該施設は恵那市内（大井町・長島町・東野・三郷町・武並町・笠置町・中野方町・飯地町）で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理施設として重要な施設である。

施設は操業から20年を経過し、主装置においては更新することなく修繕や部品交換にて現在まで運転を行っている。

アルカリ液循環ポンプ、UF1原水槽攪拌ポンプ、汚泥貯留槽攪拌ポンプ等の点検及び修繕について、極めて特殊な装置であるため、別紙2者でなければ本業務の確実な履行ができない。

各事業者から提出のあった見積書の金額を比較した結果、本事業者の見積りが最も安価であったため随意契約とする。

随意契約報告書

- 1 担当課 藤花苑
- 2 施行番号 藤苑 第 10 号
- 3 事業名 藤花苑機械器具点検修繕
- 4 事業場所 武並町藤花苑
- 5 事業概要 I Z 循環ポンプ (B) 点検修繕、熱交換器等点検洗浄修繕、脱臭塔用活性炭取替、焼却設備重油配管取替
- 6 工期 平成30年8月31日 ~ 平成31年3月8日
- 7 請負代金額 12,960,000 円
- 8 契約締結日 平成30年8月31日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-30
名称 日立造船 (株) 中部支社
支社長 金谷 孝之
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙の通り

随意契約理由書

地方自治法第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）

当該施設は、アタカ工業株式会社が受注し、設計及び施工を行った施設で、膜分離高負荷脱窒素処理設備（I Z X処理）など特殊技術や設備が多数存在し、I Z 循環ポンプ点検修繕には特殊な知識と技術が必要です。

アタカ工業株式会社は、

- ・平成18年に大機エンジニアリングと合併しアタカ大機株式会社となりました。
- ・平成26年には、親会社である日立造船株式会社と合併しました。

本、点検修繕はI Z 循環ポンプ、熱交換器等が主であり特殊機器の点検修繕となるため、設計施工を行ったアタカ工業株式会社の知識、特殊技術を引き継ぐ日立造船株式会社以外では不可能であるため、随意契約とするものです。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（特環）
- 2 施行番号 特環 第 27 号
- 3 事業名 明智浄化センター監視装置更新工事
- 4 事業場所 恵那市明智町
- 5 事業概要 広域監視システム構築 N=1式 プログラマル表示器 N=1式
シーケンスコントローラ N=1式 シーケンスコントローラ盤
機能増設 N=1式 現地試験調整費 N=1式
- 6 工期 平成30年9月21日 ~ 平成31年3月27日
- 7 請負代金額 21,600,000 円
- 8 契約締結日 平成30年9月21日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目 2 7 番 8 号
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部
部長 中野 順
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙の通り

随意契約理由書

平成 30 年度 特環第 27 号 特環 明智浄化センター監視装置更新工事

【該当法令】

- ・その性質又は目的が競争入札に適さない場合

(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

本工事はメタウォーター株式会社と随意契約を結び、下水道処理施設の監視装置を更新するものである。随意契約理由を以下に記す。

水処理施設の製造販売から維持管理を行うメタウォーター株式会社と恵那市は、共同研究者として限られた財源の中で効果的な維持管理を行うことを目的とした実証事業を平成 30 年 6 月から約 1 年間の期間で実施している。実証事業において、更新時期を迎えた監視装置の仕様を検討しクラウド型監視装置に決定した。

今回導入するクラウド型監視装置の優位性は以下の通りである。

1. 場内設備の運転記録及び維持管理記録をシステムが自動で整理・分析することで、維持管理計画策定のために約 600 万円かかっていた委託費用の削減が可能となる。
2. システムから抽出した各設備の健全度判定結果から効果的な維持管理計画を作成することが可能となる。
3. 通常の機器更新と経済比較を行った結果、クラウド型監視装置がより安価である。
4. クラウド化によって現状と比較して設備数を少なく抑えることが出来るため維持管理費の削減に寄与する。
5. インターネット上で関係者が時間や場所を選ばず施設情報の閲覧が可能になるため緊急時や不測の事態に対して迅速で確実な対応が可能となる。

このクラウド型監視装置はメタウォーター株式会社のみが納入可能であるため随意契約を行う。